

# NO.90 年金受給者だよりに関するQ&A

平成30年6月

地方職員共済組合

# 目 次

## 1 平成 30 年度の年金額について

- 問 1 今年度は年金額の改定はないのですか。…………… 1
- 問 2 年金が下がっているのですが、なぜですか。…………… 1
- 問 3 マクロ経済スライドとは、どういうものですか。…………… 3
- 問 4 マクロ経済スライドによる年金額調整とは、どういうものですか。また、平成 30 年度の年金額に影響はあるのですか。…………… 3

## 2 「年金支払通知書」の表示について

- 問 5 私は昭和 28 年 4 月生まれで、今年の 4 月に 65 歳になりました。昨年は「年金支払通知書」の「厚生年金・共済年金」欄にだけ額が表示されていたのですが、今年送付されてきた「年金支払通知書」には「共済年金(経過的職域)」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金との違いはあるのですか。…………… 4
- 問 6 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。…………… 4
- 問 7 「年金支払通知書」の「2 月見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の 2 か月分ということですか。…………… 5
- 問 8 住所の変更(転居・住居表示変更を含む。)をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きは必要ですか。…………… 5

## 3 再就職している皆様へ

- 問 9 再就職先の給料が 4 月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。…………… 6
- 問 10 現在、退職共済年金受給者(昭和 23 年 7 月生まれ、69 歳)で、厚生年金保険に加入しています。70 歳以降も引き続き勤務する場合、何か手続きは必要ですか。…………… 7
- 問 11 再就職先より 6 月に賞与の支給がありましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。…………… 8

問 12 現在、私は 64 歳で、平成 27 年 9 月以前から、県で短時間の再任用をしていましたが、この 4 月に異動しました。再任用の給料は変更がないのですが、年金の支給額が下がりました。なぜでしょうか。…………… 8

#### 4 雇用保険の基本手当等を受けられる皆様へ

問 13 基本手当を受ける場合、年金が支給停止となると聞きましたが、どのくらい停止されるのですか。…………… 9

問 14 基本手当の額は少額なのですが、それでも年金は支給停止になりますか。… 9

問 15 現在、65 歳以上ですが、基本手当を受けると、年金が支給停止となりますか。…………… 10

問 16 64 歳で再就職先を退職しましたが、基本手当と年金を同時に受ける方法はないですか。…………… 10

問 17 高年齢雇用継続給付を受ける場合、年金の支給停止に該当しますか。…… 11

## 1 平成30年度の年金額について

問1 今年度は年金額の改定はないのですか。

答

平成30年度の年金額は、平成29年度からの据え置きとなります。

平成29年の全国消費者物価指数等のうち、物価変動率は平成28年に比べ0.5%上昇しましたが、名目手取り賃金変動率が0.4%低下しました。このように物価が上昇し賃金が低下した場合は、現役世代の保険料負担能力を勘案し、年金財政の長期的な安定を図ることから、法律の規定により年金額は据え置くこととされています。

問2 年金が下がっているのですが、なぜですか。

答

加給年金額対象者や遺族年金受給者の年齢到達による加算額の変更や再就職先の基本給等の固定給が大幅な変動に伴う一部支給停止額の変更等により、減額となる場合があります。

(参考)

### (1) 決定年金額が減額となる主な事由

ア 加給年金額対象者である配偶者の年齢到達に伴い、加給年金額の加算がなくなる場合

平成30年3月又は4月に配偶者が65歳に到達した場合は、その翌月から加給年金額の加算がなくなります。

イ 遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的寡婦加算に切り替わる場合

遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が65歳に到達した場合、自身の国民年金の老齢基礎年金も受給できることとなるため、遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算が経過的寡婦加算に切り替わり、加算額が減額となります。

なお、経過的寡婦加算に切り替わる時期及び切り替え後の額は、次表のように生年月日により異なります。

生年月日	3月まで	4月から	5月から
昭和28年3月2日～4月1日	584,500円(a)	77,955円(b)	同左
昭和28年4月2日～5月1日	584,500円(a)	584,500円(a)	58,473円(b)

(a) 65歳未満の中高齢寡婦加算

(b) 65歳到達による経過的寡婦加算

(2) 停止額の変更により支給年金額が減額となる主な事由（加給年金額対象者が自身の年金を受給することとなる場合）

加給年金額対象者である配偶者が自身の年金（被用者年金制度に20年以上（20年以上とみなされる場合を含む。）加入したもの。）を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

(3) 保険料等の特別徴収に係る変更により支給額が減額となる場合

年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料（又は国民健康保険料）、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料等の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問合せ願います。

(4) 厚生年金保険の標準報酬月額の変更により支給額が減額となる場合

現在加入されている厚生年金保険の標準報酬月額が増額改定されますと、再就職に伴う年金の一部支給停止額が増額されます。

9月の定時決定とは別に、基本給等の固定給が大幅に変動した場合、変動した月から3か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級（1～31等級）に当てはめた結果、従前より2等級以上変動していれば、4か月目から標準報酬月額が改定される特例（随時改定）があります。

例えば、1月に再就職先の給料が増額となった場合、1～3月分の報酬の平

均による標準報酬月額が2等級以上変動していれば、4月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、4月に改定となった標準報酬月額は4月分からの一部支給停止額の計算に影響し、4及び5月分の年金が支払われる6月期から変更されることとなります。

問3 マクロ経済スライドとは、どのようなものですか。

答

マクロ経済スライドとは、年金給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、「社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化」と「平均余命の伸びに伴う年金給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、年金給付水準を自動的に調整するものです。

この調整は、概ね100年間の財政均衡期間を設け、この期間で給付と負担の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金財政が安定する見通しが立つまでの間、調整期間を定め、被保険者数の変動と平均余命の伸びを用いて年金給付水準の自動調整を行います。この期間の調整率は、「公的年金の被保険者数の変動率（3年平均）×平均余命の伸びを勘案した一定率」となっており、平成30年度は▲0.3%となりました。

問4 マクロ経済スライドによる年金額調整とは、どのようなものですか。また、平成30年度の年金額に影響はあるのですか。

答

これまでのマクロ経済スライドは、賃金・物価による改定がプラスとなる場合のみ調整を行うため、制度導入以降、調整が行われたのは平成27年だけでしたが、平成28年に成立した年金改革法により、平成30年4月から、マクロ経済スライドによって前年度より年金額の名目額を下げないという措置は維持したうえで、その代わりに、翌年度以降で賃金・物価の大幅な上昇があった年度において、当該年度

に調整できなかった部分を未調整分として調整することとなりました。

また、平成 30 年度は賃金・物価による改定がプラスとならなかったため、年金額は据え置きとされたことから、平成 30 年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)はそのまま未調整分として平成 31 年度以降に繰り越され、賃金・物価が大幅に上昇したときに、当年度のマクロ経済スライド調整率と合わせて調整されることとなります。

## 2 「年金支払通知書」の表示について

問5 私は昭和 28 年 4 月生まれで、今年の 4 月に 65 歳になりました。

昨年は「年金支払通知書」の「厚生年金・共済年金」欄にだけ額が表示されていたのですが、今年送付されてきた「年金支払通知書」には「共済年金(経過的職域)」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金との違いはあるのですか。

答

あなた様がこれまで受給していた特別支給の退職共済年金の決定額は経過的職域加算額(職域年金相当部分)を含めて「厚生年金・共済年金」欄に表示していましたが、今年の 4 月で 65 歳になったことにより、本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額の 2 種類に分けて決定されたため、本来支給の老齢厚生年金は「厚生年金・共済年金」欄に、また、平成 27 年 9 月以前の組合員期間を基礎とした経過的職域加算額(職域年金相当部分)は「共済年金(経過的職域)」欄に表示されました。

問6 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。

答

「年金支払通知書」の下の方にある「差引支払額 (A-B+C)」欄に記載されています。

また、「差引支払額 (A-B+C)」欄が 3 つ(左欄・中欄・右欄のそれぞれ一番下)ありますが、記載の額の合計額が今回振り込まれます。

なお、次回支給期以降、支払額に変更がない場合は、「差引支払額 (A-B+C)」欄の合計額(今回振り込まれた額)が振り込まれます。

問7 「年金支払通知書」の「2月見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の2か月分ということですか。

答

今後支払われる年金額の2か月分ではありません。

平成31年2月に支給される年金の見込額を表示しています。

2月期に支給される年金額には、4月期から12月期までの各支給期の支給額を算定(年金額の1/6)する際に切り捨てた円位未満の端数分が上乗せされるため、その見込額を表示しています。

これは、所得税等の控除を行う前のものであり、「年金支払通知書」でいうと「差引支給額A」欄に当たる額となります。

問8 住所の変更(転居・住居表示変更を含む。)をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

平成23年10月から、住民票等の情報を管理する住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)から当組合に住所の変更情報が提供されることとなりましたので、当組合への手続きは原則不要です。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、本部(給付課支給係 TEL 03-3261-9846)へ連絡ください。

なお、住所の変更情報は2ヶ月ごとに提供されますが、当組合で登録しているデータへの反映には更に時間を要します(具体的には、3月および4月に住所変更された情報は5月中旬に提供され、6月中旬に当組合のデータに反映される予定です。)

したがって、当組合から変更前の住所に郵便物を送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行ってください。

### 3 再就職している皆様へ

問9 再就職先の給料が4月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。

答

再就職に伴う年金の一部支給停止額は、保険料の算定の基礎となる標準報酬月額を用いて計算しますが、標準報酬月額は給料が変動してもすぐには改定されません。日本年金機構から標準報酬月額の情報が当組合に提供されるので、受給者本人が当組合に手続きする必要はありません。

なお、標準報酬月額がいつからいくらになるかは、改定の手続きを行う勤務先にご確認ください。

厚生年金保険の標準報酬月額は、原則、毎年4～6月までの報酬月額の平均を基に、その年の9月から翌年の8月までの額が決定（定時決定）されます。

しかし、基本給等の固定給が変動した場合、変動した月から3か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級（1～31等級）に当てはめた結果、従前より2等級以上変動していれば、4か月目から標準報酬月額が改定される特例（随時改定）があります。

あなた様の場合、4月に再就職先の給料が減額となっていますので、4～6月分の報酬の平均による標準報酬月額の等級が2等級以上変動していれば、7月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、7月に改定となった標準報酬月額は7月分からの一部支給停止額の計算に影響しますが、6及び7月分の年金が支払われる8月期に情報提供が間に合わない場合、9月期以降に7月分の年金に遡及して一部支給停止額が変更されることとなります。

また、標準報酬月額の変更については、勤務先が日本年金機構等に届出を行い、日本年金機構等から標準報酬月額の情報が当組合に提供されるので、受給者本人が当組合に直接お手続きいただく必要はありません。

<標準報酬月額表>

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	88,000	93,000未満	16	240,000	230,000以上250,000未満
2	98,000	93,000以上101,000未満	17	260,000	250,000以上270,000未満
3	104,000	101,000以上107,000未満	18	280,000	270,000以上290,000未満
4	110,000	107,000以上114,000未満	19	300,000	290,000以上310,000未満
5	118,000	114,000以上122,000未満	20	320,000	310,000以上330,000未満
6	126,000	122,000以上130,000未満	21	340,000	330,000以上350,000未満
7	134,000	130,000以上138,000未満	22	360,000	350,000以上370,000未満
8	142,000	138,000以上146,000未満	23	380,000	370,000以上395,000未満
9	150,000	146,000以上155,000未満	24	410,000	395,000以上425,000未満
10	160,000	155,000以上165,000未満	25	440,000	425,000以上455,000未満
11	170,000	165,000以上175,000未満	26	470,000	455,000以上485,000未満
12	180,000	175,000以上185,000未満	27	500,000	485,000以上515,000未満
13	190,000	185,000以上195,000未満	28	530,000	515,000以上545,000未満
14	200,000	195,000以上210,000未満	29	560,000	545,000以上575,000未満
15	220,000	210,000以上230,000未満	30	590,000	575,000以上605,000未満
			31	620,000	605,000以上

問 10 現在、退職共済年金受給者（昭和 23 年 7 月生まれ、69 歳）で、厚生年金保険に加入しています。70 歳以降も引き続き勤務する場合、何か手続きは必要ですか。

答

受給者本人からの手続きは必要ありません。勤務先が年金事務所に手続きを行うものです。

(参考)

平成 19 年 4 月以降、70 歳以上となった被用者を引き続き雇用する場合には、勤務先が年金事務所に「厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届書」を提出することとなっています。

したがって、当組合は、日本年金機構から 70 歳以上の厚生年金保険の適用事業所に常時勤務している方の標準報酬月額等の提供を受けて、年金の一部支給停止を行うこととなります。

問 11 再就職先より 6 月に賞与の支給がありました。この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

平成 30 年 8 月期となります。

在職中の年金の一部支給停止額は、再就職先の勤務先から届出があった「標準報酬月額」と直近 1 年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、平成 30 年 8 月期の算定時に、平成 30 年 6 月に支給された賞与(標準賞与額)に係る日本年金機構からの情報提供が遅れた場合は、平成 29 年 6 月に支給された賞与(標準賞与額)の額を直近 1 年間の標準賞与額の範囲として、年金の一部支給停止額を仮算定し、平成 30 年 6 月に支給された賞与(標準賞与額)の情報が提供された後、平成 30 年 10 月期以降に差額分を調整することとなります。

問 12 現在、私は 64 歳で、平成 27 年 9 月以前から、県で短時間の再任用をしていましたが、この 4 月に異動しました。再任用の給料は変更がないのですが、年金の支給額が下がりました。なぜでしょうか。

答

この 4 月の異動に伴い、勤務先において、厚生年金保険の資格喪失届が提出されたため、今まで該当していた在職による年金の支給停止額の配慮措置が終了し、年金支給額が減額されたものと思われます。

配慮措置につきましては、65 歳未満の方の場合は、「①65 歳に到達したとき」または「②勤務先が資格喪失届を提出したとき」のいずれか早い時期に終了し、65 歳以上の方の場合は、「勤務先が資格喪失届を提出したとき」に配慮措置が終了します。

この「②勤務先が資格喪失届を提出したとき」として、人事異動、勤務形態の変更、事業主の変更等が挙げられますが、詳細につきましては、勤務先にお問い合わせください。

## 4 雇用保険法の給付を受けられる皆様へ

問 13 基本手当を受ける場合、年金が支給停止となると聞きましたが、どのくらい停止されるのですか。

答

支給停止となる額は、老齢厚生年金の場合は全額（経過的職域加算額は支給されません。）、退職共済年金の場合は職域年金相当部分の額を除いた額となります。

65歳未満で老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者が、雇用保険法の規定による基本手当を受給するために求職の申込みをしたときは、その額にかかわらず、求職の申込みがあった日の属する月の翌月から次の（1）又は（2）のいずれかに該当するまでの間、年金の一部支給停止を行います。

（1）基本手当の受給期間が経過したとき

（2）基本手当の所定給付日数に相当する分の支給を受け終わったとき

なお、ハローワークに求職の申込みをする場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となりますので、本部（給付課調査係 TEL 03-3261-9846）へご連絡ください。

問 14 基本手当の額は少額なのですが、それでも年金は支給停止になりますか。

答

基本手当の額にかかわらず、基本手当の受給期間に応じて、年金の支給停止を行うこととなります。

雇用保険法の規定による基本手当を1日でも受給した月があると、求職の申込みがあった日の属する月の翌月以降、基本手当の受給期間が経過した日、または、基本手当の所定給付日数の支給が終了した日の属する月のいずれか早い月まで、老齢厚生年金の場合は全額支給停止（経過的職域加算額は支給）となり、退職共済年金の場合は職域年金相当部分の額を除いた額が支給停止となります。

問 15 現在、65 歳以上ですが、基本手当を受けると、年金が支給停止となりますか。

答

65 歳以上の方が受給する本来支給の老齢厚生年金については、雇用保険法の規定による基本手当との調整の規定がないため、年金の支給停止はありません。

なお、65 歳以上の方が受給する退職共済年金も同様に年金の支給停止はありません。

問 16 64 歳で再就職先を退職しましたが、基本手当と年金を同時に受ける方法はないですか。

答

65 歳未満の場合は同時に受けることはできません。

ただし、基本手当と年金の調整は、求職の申込みをした日の属する月の翌月から始まることから、65 歳到達月に求職の申込みをされた場合は、基本手当と年金を同時に受けることは可能となります。

65 歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）と雇用保険法の規定による基本手当は、法律の規定により同時には受けられないため、基本手当の受給期間に応じて、年金の支給停止を行うこととなります。

これは、当組合だけではなく、日本年金機構等、他の機関においても同様の取扱となっております。

また、65 歳未満の方が、基本手当を受給中に老齢厚生年金の受給権を取得した時も、同様に年金の支給停止を行うこととなります。

求職の申込みをする前に、基本手当の額を試算し、老齢厚生年金（退職共済年金）の額（日本年金機構や私立学校等の老齢厚生年金もある場合は合計額）と比較のうえ、十分に検討してください。

問 17 高年齢雇用継続給付を受ける場合、年金の支給停止に該当しますか。

答

老齢厚生年金（退職共済年金）を受けている方が、同時に高年齢雇用継続給付（※）を受けるときは、以下のすべての事由に該当する場合に、お勤めされている間の年金の支給停止（在職支給停止）に加えて、年金の一部が停止される場合があります。

なお、停止額は最高で標準報酬月額の6%相当額となります。

- ・ 65歳未満の特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権者である。
- ・ 厚生年金保険被保険者として在職中である。
- ・ 雇用保険法の規定による高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受給中である。

※ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の加入期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、60歳以降の賃金が60歳到達時の75%未満となった方を対象に支給されるものです。